



市長定例記者会見

と き：令和5年9月27日（水）

午前11時00分から

ところ：市役所静岡庁舎8階 市長公室

- 1 市制施行20周年記念式典の開催について【総務課】
- 2 建設発生土処理地拡大における民間事業の公募について【技術政策課】
- 3 使いやすく魅力ある静岡駅南口駅前広場に向けた拡張整備事業の開始の宣言
【市街地整備課】
- 4 台風15号にかかる住宅被害等の継続支援について【建築指導課他】

◇幹事社代表質問 担当「日刊工業」

次回の予定 10月13日（金） 午前11時00分～

市制施行20周年記念式典の開催について

1 要 旨

平成15(2003)年4月1日に旧静岡市と旧清水市が合併し新静岡市が誕生してから、本年4月1日で20周年を迎えました。この節目の年に、これまでの歩みを振り返り、地域資源の価値を再認識することで郷土愛を更に深め、静岡市の未来を語らい将来像を共有することで、本市のより一層の発展のきっかけとなるよう、記念式典を開催します。

当日会場でご観覧いただく一般来場者を募集しています。ぜひ多くの市民の皆さんに会場に足を運んでいただくようお願いいたします。

2 開催概要

- (1)日 時 令和5年11月4日(土)午後1時から午後2時30分(開場12時30分)
- (2)会 場 静岡市民文化会館 中ホール(静岡市葵区駿府町2番90号)
- (3)参加予定者
①招待者 国会議員、自治会関係者、合併功労者など 約400名
②関係者 出演団体関係者、各局長等市職員など 約200名
③一般来場者 約500名(事前応募制:多数抽選)
- (4)内 容
①オープニングパフォーマンス 大御所太鼓(静岡太鼓連盟)
②20年を振り返る映像の上映
③若者によるパフォーマンス 劇「羽衣」(静岡県立大学羽衣つたえ隊)
④静岡市の未来をテーマに市長と大学生の語らい
⑤クロージング 会場全員参加の「まるちゃんの静岡音頭」など
- (5)司 会 者 小沼みのり氏
- (6)そ の 他 当日の来場者に20周年を記念し作成する「静岡市はいいねえ。」のイラスト
(※)を使用した「タンブラー」や「エコバック」、「ガーベラ(花)」を配布する予定
(詳細については総務課までお問い合わせください)
※さくらももこさんが静岡市のために描き下ろしてくださったイラスト

3 一般来場者の申込について

- (1)申込期限 10月16日(月)
- (2)申込方法 市コールセンターまたは市ホームページで申込可能
- (3)そ の 他 当日の入場券は、10月下旬に郵便にて発送する予定

担当: 総務課(221-1001)

建設発生土処理地拡大における民間事業の公募について

1 要 旨

現在、市内には建設発生土の最終処理地は僅かしかありません。発生土の再利用を推進していますが、再利用されない建設発生土は、年間約16万m³が市外の最終処理地で処理されている状況にあります。市外への搬出は、他の市町の環境影響負荷の増大、運搬費やCO₂の搬出量の増加となります。

また、令和4年9月の台風15号では、約20万m³の災害発生土の置場確保に苦慮しました。

建設発生土処理地は、以前より民間事業者が確保してきましたが、現在の情勢を踏まえ、建設発生土を適正に処理し、更なる災害に備えるためには、市も建設発生土処理地の確保に積極的に関与し、公民連携で課題解決に取り組むことが重要です。

このような認識のもと、民間事業者等が行う建設発生土最終処理地及び建設発生土中間処理地(ストックヤード、土質改良プラント等)の整備事業が円滑に進むようにするために、市が民間事業者等の処理地整備事業を支援し、建設発生土の処理地を大規模に確保することを目的に、事業の公募を開始します。

当面は、民間工事を含めた建設発生土の処理と突発的な事象に対する備えとして、総量約500万m³の最終処理地の確保を目指します。また、将来的な目標として、1,000万m³分の確保を目指し公募は継続的に行います。

2 公募内容

公募要領に基づき、建設発生土最終処理地、建設発生土中間処理地の公募を行います。

○建設発生土最終処理場の条件

概ね150,000m³以上の建設発生土の処理が可能な土地であることなど

○建設発生土中間処理地（ストックヤード、土質改良プラント等）の条件

概ね10,000m³以上の建設発生土の中間処理が可能な土地であることなど

○行政支援の内容

- ① 関係法令等に関する手続き支援：関係法令等の許可手続きで必要となる項目について、許可を得るためにどのようにすればよいか、市も助言等により支援する。
- ② 建設発生土処理による安全性照査の支援：大規模な盛土を想定していることから、周辺への影響調査を市も下支えする。
- ③ 建設発生土処理地への搬入を円滑化させるための整備等（搬入路にあたる市道等の一部改良等）※行政支援の内容は、処理内容規模によって柔軟に対応する。

3 公募開始時期

令和5年9月27日（水）13:00より静岡市ホームページに掲載します。

担当：技術政策課(221-1010)

建設発生土処理地 を公募します！

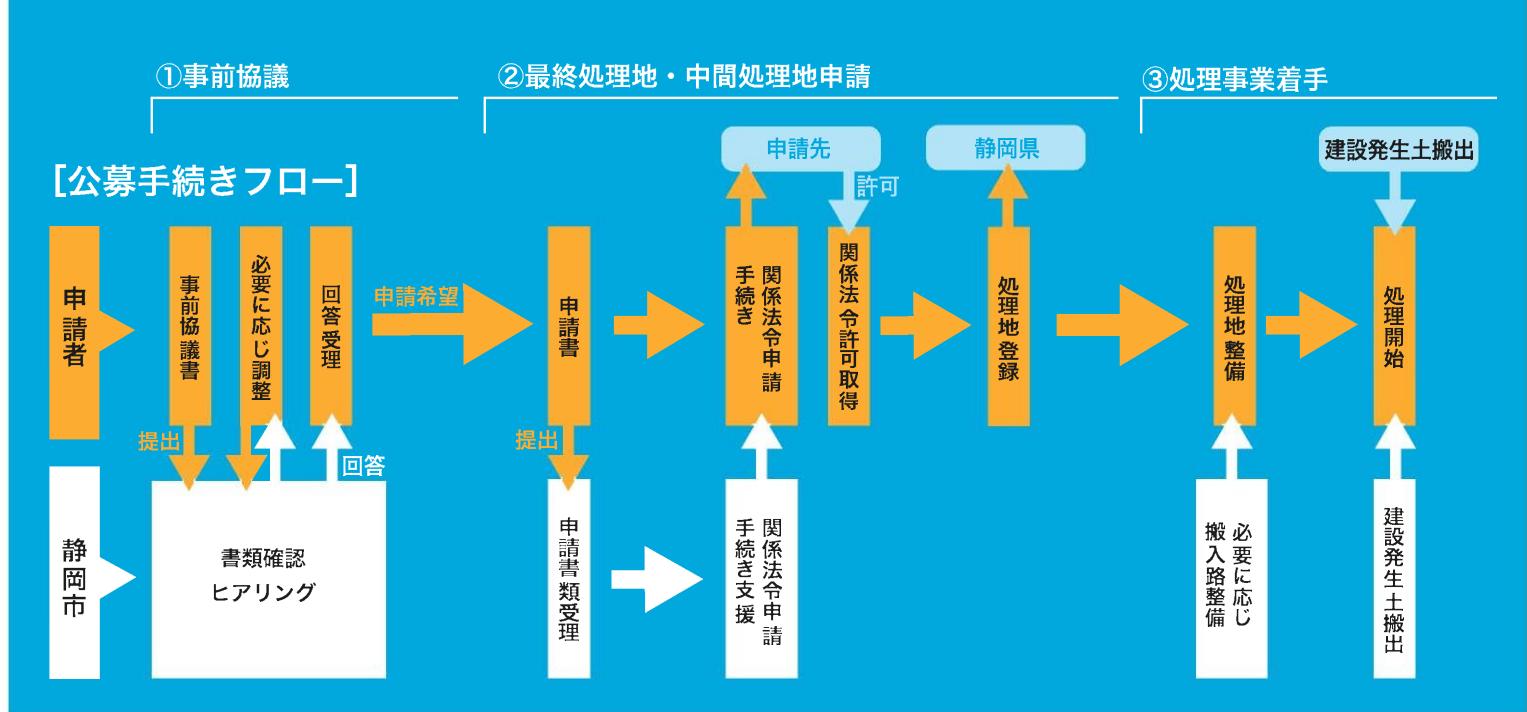
現在、建設発生土の最終処理地が市内にわずかしかなく、市外に搬出しており、処理費の高騰や搬出による環境影響が問題となっています。また、令和4年9月の台風15号では、災害発生土の置場確保に苦慮しました。

建設発生土処理地は、以前より民間事業者が確保していましたが、現在の情勢を踏まえ、建設発生土を適正に処理し、更なる災害に備えるためには、市も建設発生土処理地の確保に積極的に関与し、公民連携で課題解決に取り組むことが重要と考えています。

静岡市では、民間事業者等が行う建設発生土最終処理地及び建設発生土中間処理地（ストックヤード、土質改良プラント）の整備事業を円滑に進めるため、民間事業者等を支援し、建設発生土の有効活用に取り組んでいきます。

ご検討段階でも一度ご相談ください。

静岡市が
民間事業者等
を支援！



◎目的

民間事業者等が行う建設発生土最終処理地及び建設発生土中間処理地（ストックヤード、土質改良プラント）の整備事業を円滑に進めることができるよう、静岡市が民間事業者等を支援し、建設発生土処理地の確保を目的とします。

◎申請者の要件

- (1) 建設発生土を処理することができる土地の所有者。
- (2) 土地の借地権を取得し、土地所有者から土地改変の同意を得ている者。
- (3) 処理地として決定した場合、(1)又は(2)が確実である者。

◎建設発生土処理地の条件

- (1) 静岡市内にある土地であること。
- (2) 申請者自らが所有している、または、所有者が処理について同意した土地であること。
- (3) 建設発生土の処理において、関係法令等に関する許認可等の取得が可能な土地であること。
- (4) 概ね 150,000 m³以上の建設発生土の処理が可能な土地であること。など

◎建設発生土中間処理地の条件

- (1) 静岡市内にある土地であること。
- (2) 申請者自らが所有している、又は、所有者が処理について同意した土地であること。
- (3) 建設発生土の処理において、関係法令等に関する許認可等の取得が可能な土地であること。
- (4) 概ね 10,000 m³以上の建設発生土の処理が可能な土地であること。など

◎行政支援の内容

- (1) 関係法令等に関する手続き支援
- (2) 建設発生土処理による安全性照査の支援
- (3) 建設発生土処理地への搬入を円滑化させるための整備等（搬入路にあたる市道等の一部改良等）

処理地公募の手続等の詳しくは、こちらへ。

【お問い合わせ先】

静岡市 建設局 土木部 技術政策課 企画係

静岡市役所本館 4階

TEL : 054-221-1010 FAX : 054-221-1498



【施工前】



→【施工イメージ】



→【完成イメージ】



跡地利用として耕作地、
工業用地として活用

使いやすく魅力ある静岡駅南口駅前広場に向けた拡張整備事業の開始の宣言

静岡市では、静岡駅南口駅前広場の拡張整備のため、関係者との協議を重ねてきました。このたび、使いやすく魅力ある広場を実現するための用地の確保に向けて、関係者の一定の理解を得ることができたため、拡張整備事業を開始します。まず、整備基本計画を策定するために、検討委員会を設置します。

(これまでの経過と今後の取組)

静岡駅南口駅前広場は、平成5(1993)年度の供用から30年が経過しました。この間に、駅南地区の再開発による高度化や交通網の開発が進む中で、ロータリー内のバスと一般車の混在や乗降スペースの不足、待合スペースや歩行者スペースなどの「ひと」のための空間不足が浮き彫りとなっています。このため静岡市は、「公共交通と一般車の分離」や「ゆとりと魅力のある広場空間の創出」の実現のため検討を重ね、関係者との協議を実施してきました。

使いやすく魅力ある広場とするためには、より広い整備事業用地の確保が望まれます。このたび、用地の確保に向けて関係者の一定の理解が得られました。このため、拡張整備事業の開始を宣言し、取り組みを進めます。

まず、幅広い意見を取り入れるため、有識者、交通事業者、交通管理者、地元関係団体、市民団体及び公募市民を委員とする「静岡駅南口駅前広場再整備検討委員会」を設置します。

※別紙1 参照

委員会での議論を反映した「静岡駅南口駅前広場再整備基本計画」を令和6年度に策定及び公表します。それに基づき、関係者と協議を継続するとともに、予備設計・詳細設計・広場デザイン計画検討等について、多角的な意見を取り入れながら進めます。政令市の玄関口にふさわしい駅前広場として、2030年代前半の供用開始を目指します。



担当：市街地整備課(221-1413)

静岡駅南口駅前広場再整備検討委員会について

(1) 委員（五十音順、敬称略）

氏名	所属・役職等	専門
浅野 美幸 あさの よしみ	公募委員	(市民公募)
井藤 喜美江 いとう きみえ	NPO 法人男女共同参画フォーラムしづおか 理事 静岡市女性会館館長	女性・子育て
齊藤 行紀 さいとう ゆきのり	静岡中央警察署 交通課長	交通管理者
須藤 智 すどう さとる	静岡大学 グローバル共創科学部 准教授	地域活性化・行動心理
田代 卓靖 たしろ たかやす	公募委員	(市民公募)
中村 直保 なかむら なおやす	静岡市自治会連合会	地域代表
中村 英夫 なかむら ひでお	日本大学 理工学部 教授	都市計画
名波 昌己 なみの まさみ	駿南銀座振興会 会長	地元経済活動代表者
根来 晃司 ねごろ こうじ	商業組合 静岡県タクシー協会 静岡支部長	交通事業者
平井 崇士 ひらい たかし	東海旅客鉄道株式会社 総合企画本部企画開発部 担当課長	交通事業者
牧野 善浴 まきの よしひろ	特定非営利活動法人 静岡市障害者協会 会長	バリアフリー
増田 郁理 ますだ かおり	公募委員	(市民公募)
三浦 詩乃 みうら しの	一般社団法人 ストリートライフ・マイカーズ 代表理事	都市・地域デザイン
安本 花梨 やすもと かりん	公募委員	(市民公募)
藁料 孝佳 わらしな たかよし	しづてつジャストライン株式会社 取締役 運行企画部 長兼輸送計画室長	交通事業者

(2) 第1回検討委員会

- 開催日時 令和5年10月6日（金）14:00～
- 会 場 静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所
静岡庁舎新館 9F 特別会議室 ※傍聴席あり（申し込み先着順）
- 内 容
- ・静岡駅南口駅前広場再整備検討委員会の進め方について
 - ・静岡駅南口駅前広場の現状と問題点について
 - ・静岡駅南口駅前広場の目指すべき姿について
- 出席者 委員会委員、事務局（市街地整備課）職員
- 参加者 各関係機関職員（傍聴席）

台風15号にかかる住宅被害等の継続支援について

台風15号による被災から一年が経過しましたが、いまだ住宅被害への支援が届いていない方がおられることから、これまで行ってきた住宅支援等について、特別な事情がある場合、継続することとします。

1 支援内容

(1) 住宅の応急修理支援

別紙①のとおり、特別な事情がある場合は、新たな支援申請に対して、何らかの形で支援できるよう検討します。

(2) 被災者応急住宅支援

別紙②のとおり、特別な事情がある場合は、10月以降の新たな申請に対しても、入居者に対する家賃等の一部を支援金として支給します。

(3) 災害ごみ受け入れ

被災者宅への戸別収集を継続します。

担当：収集業務課(221-1074)

住宅の応急修理支援について

応急修理制度の救助期間は、通常は内閣府告示により、災害の日から3か月以内に修理が完了することとされていますが、令和4年台風15号については、風水害による応急修理の実施状況から、修理に係る期間が長期化すると予想されました。このことから、内閣府と県との協議により、1年間の令和5年9月22日までとされていました。

現在、特別な事情がある場合は新たな申請も受け付けられるよう、県及び国に問い合わせています。市としてもその結果を見て、支援する仕組みを検討します。

『住宅の応急修理支援制度』とは

住宅の応急修理支援制度は、台風15号に係る被災者され、住家が準半壊以上の被害認定を受け、自らの資力では応急修理を行うことができず、応急修理を行わなければ、日常生活を営むことができない方を対象に支援している国の制度

担当：建築指導課(221-1371)

被災者応急住宅支援について

「静岡市被災者応急住宅支援金」は、原則として令和5年9月末までの家賃を対象としています。ただし、例えば、修繕や建て替え工事が9月末までに終えない等の事情により申請が遅くなった場合は、9月末までとせず、3か月または6か月の範囲内で、家賃補助を行っています。

また、特別な事情により、支援の申請ができなかつた方については、10月以降の新たな申請に対しても、3か月または6か月の範囲内で、家賃補助を行います。

『静岡市被災者応急住宅支援金』とは

昨年の台風15号により床上浸水被害に遭われ、住居への居住が困難となった世帯に、一時的に民間賃貸住宅に入居した場合に要した費用の一部を支援するために、昨年11月に創設した市の単独事業

<対象となる費用>

- ① 家賃（3か月分まで、被災した住宅が自己所有の場合は6か月分まで）
 - ② 礼金（家賃の1か月分まで）
 - ③ 仲介手数料（家賃の0.5ヶ月分まで）
- ・申請世帯数 311世帯（R5.8末現在）
・9月以降支援世帯 6世帯

担当：住宅政策課(221-1590)